

3月3日は 世界野生生物の日です



ワシントン条約が1973年3月3日に採択されたことを記念して、
2013年、国連は、3月3日を「**世界野生生物の日**」に制定しました。
2019年のテーマは「**海洋生物**」です。



**WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH**

<http://wildlifeday.org/>

世界中に生息する野生生物は、様々な要因によって、絶滅の危機にさらされています。

ワシントン条約は、野生生物が過度な国際取引に利用されることのないように
保護することを目的として生まれました。

ワシントン条約で国際取引が規制されている生物の例



アオウミガメ



ユーラシアカワウソ



チョウザメ（バステル）

**野生動植物の未来を守るためには、
個々の地域、事業者、そして個人一人ひとりの取り組みが重要です。**

写真提供：(公社)日本動物園水族館協会

持続可能な利用の 必要性

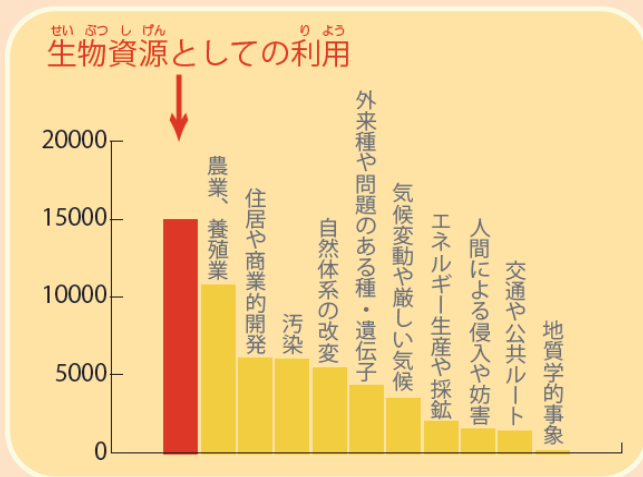


**WORLD
WILDLIFE DAY**
3 MARCH

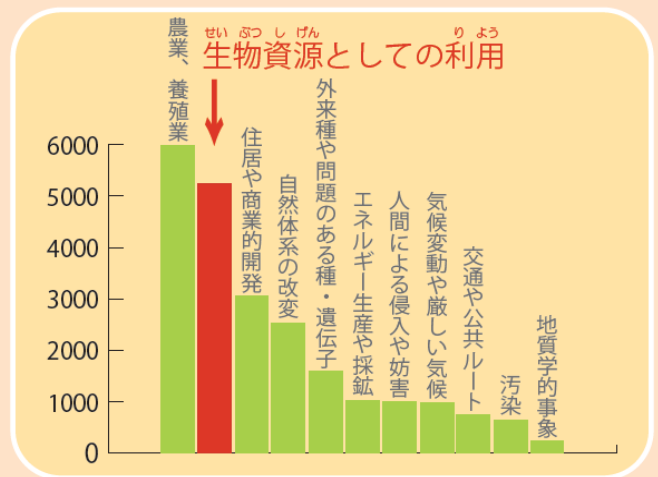
世界中に生息する野生の動植物は、様々な要因によって、絶滅の危機にさらされています。

絶滅のおそれのある野生の動植物に対する脅威（単位：種数）

(注)



動物



植物

これらの野生動植物を将来にわたって持続的に利用するためには、乱獲や過剰な利用を防止するためのルールが必要です。

(注)

- IUCN (国際自然保護連合) の絶滅のおそれのある野生動植物を掲載しているレッドリスト (2015-4) より、評価対象となった動植物種 (動物<哺乳類、鳥類、魚類、爬虫類、両生類、節足動物類>) : 50,459種、植物 : 20,755種) に対する脅威を分類ごとにまとめたもの。
- ひとつの種で、複数の要因がある場合は、それを重複してそれぞれ1種として数えている。
- 要因がひとつも特定されていない種もある。

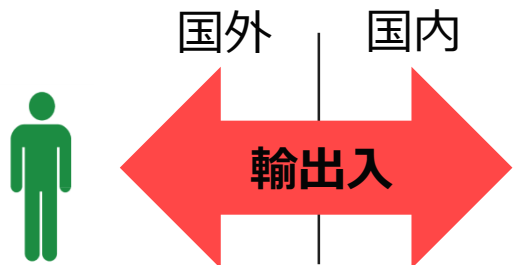
出典 : **TRAFFIC**
the wildlife trade monitoring network

希少な野生動植物を 取引するときは ルールを守りましょう!!



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

知っていますか？ ワシントン条約 と 種の保存法



ワシントン条約

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

絶滅のおそれのある野生動植物が過度に国際取引されることがないように**輸出入**を規制しています。



種の保存法

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

絶滅のおそれのある野生動植物の**国内取引等**を規制しています。

どのようなルールがあるのでしょうか？

■ 輸出入

ワシントン条約 附属書I

(例：トラ、一部のワニ 等)

輸出入：原則禁止



附属書II・III

(例：附属書I以外のワニ目全種・一部のカメ、トカゲ等)

**輸出入：商業目的の取引可能
(事前手続きが必要)**

■ 国内取引

国際希少野生動植物種

国内取引：原則禁止

- 販売・頒布を目的とした陳列・広告も原則禁止。
- 以下の場合、規制の対象外。
 - ・学術研究又は繁殖等の目的で許可を受けたもの
 - ・あらかじめ登録を受けたもの
 - ・一部の科の繁殖させたもの 等
- 罰則：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金等

対象種・詳しい手続きは、**経済産業省（輸出入）**・**環境省（国内取引）**のHPでご確認ください。

過剰な国際取引から 動植物を守るために

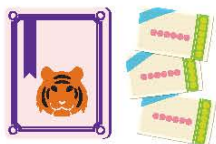


WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

ワシントン条約

生きているものだけでなく、動植物を使った加工品も、ワシントン条約で保護されています。
保護されている動植物は、取引の際に必ず手続きが必要です。

漢方薬



トラやクマなどの成分が
入った漢方薬

化粧品



沈香などが入ったお香、
キャビア入りクリーム、
アロエの美容液等

楽器



ニシキヘビを使った楽器(二胡等)、
ローズウッドを使った楽器
(ギター、木管等)

植物



サボテンやラン、アロエ

こんな身近なものも規制の対象です

お土産



ワニ革のバッグ、
毛皮のコートや織物
象牙やべっ甲を使った工芸品

珍しい食べ物



キャビア
トラの肉、ワニジャーキー

生きている動物



インコ・オウムなどの鳥類
トカゲ・カメなどの爬虫類
カワウソなどのほ乳類

拾ったもの



貝殻や鳥の羽

象牙製品(印章・ピアノ等)については厳しく規制されています。特に注意が必要です。

お土産は、動植物の種類によっては、個数や重量が少ない場合は規制対象外の場合
があります。詳しくはお問合せ下さい。

**適正な取引が自然を守ります。
希少な野生動植物を取引するときはルールを守りましょう！**

本資料及びワシントン条約のお問合せ先：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話番号：03-3501-1723